

議案第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備
をする必要があるからである。

愛西市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(愛西市情報公開条例の一部改正)

第1条 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第16条及び」を削る。

第16条及び第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛西市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開については反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第18条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第19条第1項中「第16条」を「第17条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第21条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条及び第23条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第20条第3項若しくは第4項又は第22条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められる

とき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第26条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(愛西市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第3項中「第40条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第40条及び第41条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮

問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第42条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に変更し、当該審査請求に、「決定」を「裁決」に改める。

(愛西市行政手続条例の一部改正)

第3条 愛西市行政手続条例（平成17年愛西市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削り、「採決、決定」を「裁決」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年愛西市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(愛西市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 愛西市固定資産評価審査委員会条例（平成17年愛西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

（1） 主文

（2） 事案の概要

（3） 審査申出人及び市長の主張の要旨

（4） 理由

（愛西市税条例の一部改正）

第7条 愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(愛西市手数料条例の一部改正)

第8条 愛西市手数料条例(平成17年愛西市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1) その他諸証明の項の次に次のように加える。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項により読み替えて適用する場合並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第432条第2項及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項において準用する場合を含む。)の規定による当該書面若しくは当該書面の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒	1枚	10円	用紙の両面に複写又は出力されたものについては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	1枚	20円	
行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による当該主張書面若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒	1枚	10円	用紙の両面に複写又は出力されたものについては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	1枚	20円	

(愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 愛西市消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛西市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の愛西市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。